

第4章 まちの整備方針と提言

(1) まちの整備方針

・まちづくりの整備分野を基に「まちの整備方針」を、以下のように定めました。

整備分野	整備方針	凡例
交通整備	①東上線による市街地分断や踏切部分の混雑の解消を図り、周辺のまちづくりを促進します。	
	②大山駅利用やバス・タクシーへの乗り換え環境の向上を図り、駅周辺のまちづくりを促進します。	
	③幹線道路や補助幹線道路から生活道路にいたるまで、地区内の安全で円滑な道路交通の整備を図ります。	右図下の道路整備方針参照
拠点整備	- 多くの商業集積を有し文化会館などの公共施設も立地する地区の特性を活かし、板橋区の各種機能の中心地域として文化交流の拠点づくりを進めます。 - 商店街の回遊性の向上、にぎわい・魅力づくり、商業機能や生活利便施設集積の向上、地域の防災性の向上を目的とした4つのまちづくり拠点の整備を進めます。	
土地利用整備	①商店街を中心とした商業地について、更なる商業集積の強化と魅力づくりのための土地利用整備を進めます。	(地区全体)
	②住宅地においては、安全で良好な環境を維持し、居住者（特にファミリー世帯）の増加を図る土地利用形成を進めます。 ・住宅と事業所等が混在して立地する区域では、両者の共存を進める土地利用とし、住環境の維持を図ります。	
住環境整備	①幅広い世代の人々が住み続けられる住環境整備を進めます。 ②緑の環境の保全、創出、密集状況の解消、防犯対策の整備により、安心でゆとりのある住環境整備を進めます。 ③環境問題やバリアフリー施策に対応した住環境整備を進めます。	(地区全体)
災害に強いまち整備	①消防・救急などの緊急車両の活動が円滑に行えるまちの整備を図ります。 ②帰宅困難者等や長期避難への対応など避難所及び設備の整備を図ります。 ③地区住民が自助・共助の自主的な活動ができるまちの整備を図ります。 ④近年のゲリラ豪雨をはじめとした水害に強いまちの整備を図ります。	(地区全体)
	⑤地震や火災等による建物の倒壊により、生活道路の道路閉塞がおこりにくいまちの整備を図ります。	



道路整備方針	凡例
川越街道・山手通りは、安全で歩きやすい歩行者空間を確保するため、バリアフリー化を進めます。	幹線道路
補助26号線は、安全で歩きやすい歩行者空間を確保するため、バリアフリー化を進めます。	補助幹線道路
補助26号線の未整備区間は、防災上重要な位置づけにあり、沿道のまちづくりと一体的な整備を促進します。整備にあたっては、商店街歩行者等の人の流れを妨げないようにします。	補助幹線道路 (未整備区間)
主要生活道路は、居住者の生活の軸として、通過交通を排除し十分な歩行者空間を確保します。	主要生活道路
都税事務所周辺地域の防災性向上を図る防災緑道を整備します。	防災緑道
商店街道路について、バリアフリー化、電線類の地中化、自転車利用ルールの徹底など、にぎわいのある安全・安心して買い物ができる道路とします。	商店街道路